て、その他の一般法定機能に係るものにあっては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として		
第11条第4項	第一種指定設備管理部門	設備管理部門及び設備利用部門
	第一種指定電気通信設備	設備管理部門及び設備利用部門
第11条第5項	対象設備等の第一種指定設備管理運営費	基礎的電気通信役務の提供に係る営業費用
	一般法定機能の一般法定機能に係る接続料	算定対象電気通信役務の電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金
第12条第1項及び第13条第1項	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	一般法定機能	算定対象電気通信役務

［5・6　略］

［5・6　同左］

備考　表中［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○法務省令第九号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の九の三第四項及び第六十九条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

法務大臣　山下　貴司

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

第一条　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。